

公告第20号

経営管理権集積計画の策定について

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和4年10月1日

宇和島市長 岡原 文彰

1 経営管理集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集字4-1	三間町古藤田 535	355	88	1	山林	0.1858	5年 (2022.10.1～2027.9.30)	
				2				
集字4-1	三間町古藤田 540-1	355	91	1	山林	0.5054	5年 (2022.10.1～2027.9.30)	
				2				
集字4-2	三間町田川 937	350	21	-	山林	0.3565	10年 (2022.10.1～2032.9.30)	
集字4-2	三間町田川 956-1	350	41	-	山林	0.6324	10年 (2022.10.1～2032.9.30)	
集字4-2	三間町田川 957-1	350	43	1	山林	0.0891	10年 (2022.10.1～2032.9.30)	
集字4-3	三間町田川 970	350	56	-	山林	0.6251	10年 (2022.10.1～2032.9.30)	

2 縦覧場所 宇和島市産業経済部農林課

3 本公告により、宇和島市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。